

～各種補助金により若者・子育て世帯の移住・定住を支援します～

## 定住支援事業補助金

移住者に加え、志布志市に居住されている方の住宅取得を支援します。

申請期間：令和6年5月1日から令和7年3月31日まで



詳細はこちらから



補助対象者	① 令和6年1月1日から12月31日までに、自らが居住するために住宅を取得され、自治会に加入し、5年以上居住する意思のある方 ② 申請時において、64歳以下の方 ※①・②の要件を全て満たす方		
補助対象経費	住宅取得費用（中古住宅を含む）		
補助額	基本額 30万円		
加算額	① 地元事業者加算（新築のみ）	30万円	
	② 若者加算（39歳以下）	50万円	
	③ 子ども加算（18歳未満の子ども1人につき）	20万円	
例：39歳以下の夫婦、子ども2人（18歳未満）、地元事業者で住宅を新築された場合 基本額30万円+①地元事業者加算30万円+②若者加算50万円 +③子ども加算40万円=150万円			

## 若者・子育て世帯移住支援事業補助金

若者・子育て世帯の引越し費用等を支援します。

申請期間：令和6年5月1日から令和7年3月31日まで



詳細はこちらから



補助対象者	① 令和6年1月1日以降に転入され、39歳以下の方 ② 就業要件を満たしている方（転勤・出向は対象外） ※①・②の要件を全て満たす方		
補助額	1世帯 20万円		
加算額	18歳未満の世帯員を帯同して移住された場合、1人につき5万円		
例：39歳以下の夫婦世帯、子ども2人（18歳未満）移住した場合 20万円+子ども加算10万円=30万円			

## 空き家バンク登録促進事業補助金

移住希望者等への空き家物件の情報提供を充実させるため空き家に対して支援をします。

申請期間：令和6年5月1日から令和7年3月31日まで



詳細はこちらから



補助対象者	空き家バンクに登録された空き家に限り、リフォームや家財処分に要する費用を支援		
補助額	① リフォーム支援	事業費の2分の1	上限額 50万円
	② 家財処分	事業費の2分の1	上限額 10万円

## 結婚新生活支援事業補助金

若年層の婚姻に伴う新生活スタートを支援します。

申請期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで



補助対象者	① 令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を受理された夫婦または宣誓書を受理されたパートナーシップで共に39歳以下の方 ② 世帯の合計所得が500万円未満 ※①・②の要件を全て満たす方
補助対象経費	住宅賃借料（6か月分まで）、敷金、礼金、共益費、仲介手数料 住宅購入費、住宅リフォーム費 引越し業者または運送業者に支払った費用
補助額	① 夫婦またはパートナーが共に29歳以下の方 補助上限額 60万円 ② 夫婦またはパートナーが共に39歳以下の方 補助上限額 30万円

## 奨学金返還支援事業補助金

奨学金の貸与を受けて進学した若者の奨学金返還を支援します。

申請期間：（認定申請）令和6年4月1日から令和7年2月28日まで

（交付申請）令和6年4月1日から令和7年3月31日まで



補助対象者	① 令和6年4月1日時点で、市内に住所を有している34歳以下の方で奨学金の貸与を受け、返還されている方 ② 正規雇用の労働契約に基づき就業されている方、独立して自ら事業を営む方、自営業、農業等親元で就業されている方、個人事業主に雇用されている方（転勤、出向等による居住は対象外） ※①・②の要件を満たす方
補助額	補助上限額 24万円 （前年度の奨学金返還額、繰上償還や利子を含みます）

## 東京圏移住支援事業補助金

東京圏から志布志市へ移住し、就業・起業・テレワークされた方を支援します。

申請期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで



補助対象者	東京圏から移住して「かご」o b」に掲載されている求人へ就業されている方または起業された方、テレワークをされている方が要件を満たす場合に交付します。
補助額	① 2人以上の世帯 100万円 ② 単身者 60万円
加算額	18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合、1人につき100万円
例	2人以上の世帯、子ども2人（18歳未満）移住された場合 100万円+子ども加算200万円=300万円

各種補助金の申請方法や詳細については、市ホームページをご覧ください。  
市役所窓口またはお電話にてお問合せください。